

●香川県監査委員公表第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年10月10日

香川県監査委員 平 木 享
同 水 本 勝 規
同 鍋 嶋 明 人
同 野 田 峻 司

- 1 監査対象部局 病院局
2 監査対象年度 平成19年度
3 措置の状況

項 目	監査結果 (対象機関)	措置の状況
指導注意事項	<p>1 夜間勤務手当の支給について 医師の夜間勤務手当の支給に当たり、支給額に誤りがあるので、正当額との差額分を追給する必要がある。(中央病院)</p> <p>2 費用計上について 2月、3月分の郵便切手の費消額が、当該年度の費用に計上されていない。(中央病院)</p> <p>3 小口現金について 小口現金について、その支払限度額を超えて、支出されているものがある。(中央病院)</p> <p>4 収入調定について 収入調定について、決裁権者の決裁を受けていないものがある。(中央病院)</p> <p>5 予定価格について 委託業務に係る単独随意契約(予定価格50万円超)について、予定価格を定めていないものがあるので、予定価格を定める必要がある。(中央病院)</p> <p>6 超過勤務手当について 医師の超過勤務手当の支給に当たり、支給額に誤りがあるので、正当額との差額分を追給する必要がある。(がん検診センター)</p>	<p>1 夜間勤務手当の支給について 平成20年6月に追給済みである。(中央病院)</p> <p>2 費用計上について 平成20年5月に過年度損益修正損として費用計上済みである。(中央病院)</p> <p>3 小口現金について 再発防止を図るため、改めて関係規定の周知徹底等を図る。(中央病院)</p> <p>4 収入調定について 直ちに決裁権者の決裁を受けた。(中央病院)</p> <p>5 予定価格について 再発防止を図るため、改めて関係規定の周知徹底等を図る。(中央病院)</p> <p>6 超過勤務手当について 平成20年8月に追給済みである。(がん検診センター)</p>

<p>検討指示事項</p>	<p>1 医師の超過勤務の管理について 医師の超過勤務の管理について、今後、勤務時間を客観的に確認する方法について検討する必要がある。 (白鳥病院)</p> <p>2 入院時食事療法に係る検食について 入院時食事療法における検食について、日によって検食する人数が異なっているので、今後、検食の目的、趣旨に鑑み、合理的かつ経済的な範囲で検食を実施するよう検討する必要がある。 (白鳥病院)</p>	<p>1 医師の超過勤務の管理について 医師の超過勤務の管理について、他の病院の状況も踏まえ、県立病院全体として適切な運用がなされるよう検討を行う。 (白鳥病院)</p> <p>2 入院時食事療法に係る検食について 入院時食事療法に係る検食について、他の病院の状況も踏まえ、県立病院全体として適切な運用がなされるよう検討を行う。 (白鳥病院)</p>
---------------	---	---